

法人会だより

# かつしかの窓

2024  
Vol.397  
錦秋

## Contents

第25回政治経済講演会	2
令和6年度法人会と区民の集い	3
葛飾企業人	4~5
葛飾税務署定期異動のお知らせ	6~7
法人会活動レポート	10~11

私と書道	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
説明会のご案内/税務相談/編集後記	15

令和六年八月二十三日 講師 福岡 政行氏（白鷗大学大学名誉教授）

## 第二十五回政治経済講演会を開催 「解散総選挙の行方」

於かめありリリオホール

第二十五回政治経済講演会は、葛飾区出身バレーボールのオリンピック選手・益子直美氏を予定していたが、急きよ、やむなき事情により同じく葛飾区出身の政治評論家である福岡政行氏にご出演いただいた。司会の大畑副会長の第一声。

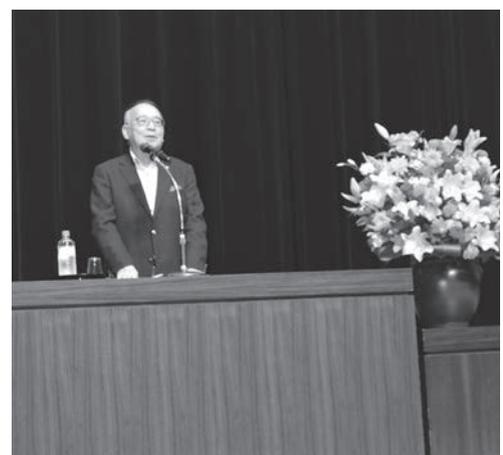
まず、主催者を代表し、増田会長があいさつした。会長は昭和二十四年に誕生した法人会の歴史にふれ、諸活動を紹介。全日本企業の四分の一を組織する法人会が納税意識の高揚、税制への提言活動を続けるも、やはりいま一層の会員増加が必要と強調。聴衆に入会を促した。

福岡講師は葛飾区出身。葛飾野高校時代の思い出から大学受験のエピソードを披露。早稲田大学のアナウンス部を経て駒澤大学の大学院、その後築いた政界人脈から、今旬である自民党総裁選の行方を講師のみぞ知る候補予定者の月旦評を交えつつ占い、さらには早期に予想される解散総選挙にふれ、自らの構想と予想を語った。

最後に「黄色いハンカチ政党」の構想を。消費税一律十パーセント、食品飲料はゼロ、ダブルティーチャー制度（教師はもちろん消防や警察のOB含め採用して子どもたちの安心安全を図る）、大変なシングルマザーのバックアップとして月三万から五万円の助成金支給するというもの。

また、日本の人口激減こそが最大の問題とし、「人口が減って景気が豊かになることはない」との言葉どおり、喫緊の課題である。日本の人口増を阻む問題は山積、それでもあきらめずに進むしかないとした。いずれにしても、「人生に学歴は必要なし。やりたいことを貫けば必ず通ず」と訴えて講演を終えた。

閉会の辞は山本副会長が行った。



## 令和六年度

# 法人会と区民の集いが開催される

日時 …… 十月二十二日

場所 …… かつしかシンフォニーヒルズ・モーツァルトホール

- 第一部 税務署職員による税の講習
- 第二部 ものまねShow 坂本冬休み
- 第三部 歌謡ショー 山口かおる

令和六年度の葛飾法人会の公益事業「法人会と区民の集い」は、第一部に税務署職員による「税のよもやま話」、第二部にはものまね芸人の坂本冬休みさん、第三部には葛飾の美声・山口かおるさんを迎えて盛りだくさんの催しとなった。

公益社団法人葛飾法人会  
令和六年度 法人会と区民の集い



司会の大畑副会長の一声、山本副会長の開会の辞にて始まる。続いて増田会長が法人会を代表してあいさつ、本会が自主申告納税を通じて戦後の復興を支えた歴史にふれ、終始納税意

識の高揚と税務研修を通じて活動、現在は公益社団法人として地域貢献にいそしむ現状を披歴した。続いて青木葛飾区長が駆けつけて登壇、葛飾法人会の税にかかわる活動、また広範な公益事業を評価し、さらなる期待を寄せた。

第一部は葛飾税務署の鎌田審理専門官による徴収部門時代のよもやま話。滞納徴収には特別の権限があること、執行に伴う人間的なふれあいなど、なかなか聞けない話があった。



第二部は斯界の才女、坂本冬美さん公認、坂本冬休みのものまねショー。変装七変化で数々を歌い上げ、会場は爆笑の渦となった。

第三部は山口かおるの

歌謡ショー。

「葛飾細田かんらん音頭」。細田発祥の春キャベツのマスコット・キャラクター「カンランちゃん」そして踊り手の皆さんとともに登場、なじみの名曲を歌い上げた。こちらも、



ものまね芸人「亀ひろし」や「まつちやま」が加わって会場は最後まで大変な盛り上がり。最後は実行委員長である矢部副会長が挨拶をしてこの楽しい会を締めくくった。



第31回

葛飾  
企業人

KATSUSHIKA  
BUSINESS PERSON

# 父から受け継いだ 工場を守り繋げる

有限会社山口善次モータース

代表取締役  
山口新一

今年、法人会役員を卒業される山口氏。長年、地域事業部長、支部長を務めながら経営してきた自動車修理工場と変わりゆく車の未来について。

**Q** 山口善次モーターズの事業内容について教えてください。

**A** 我们是自動車販売と修理、損害保険代理店、そして車検を行っている。最近の車は、Bluetoothといった通信の設定が必要な場合もあり、昔とまったく違います。そういったことは息子と対処しています。しかし基本的な車の構造や車検などのメンテナンスは以前と変わりません。

**Q** 最近の車についてどのような変化を感じていますか？

**A** 今の車は壊れにくいですね。昔は道端でボンネットを開けて修理する車をよく見かけましたが、今はほとんど見かけません。テレビ修理業者がなくなつたように、車の修理の需要も減つてきている気がします。でも車検があります。車検は国が年に1回義務づけているので、故障していなくても検査が必要なんです。

**Q** 山口善次モーターズの歴史について教えてください。

**A** 山口善次モーターズは戦後、私の父が始めました。父は陸

軍士官学校を出て戦争に行き、終戦後復員して家族を養うために墨田区の自動車修理工場に修行にいきました。修業を終えた後、葛飾に戻つて車修理工場 山口善次モーターズを始めました。父は戦後の日本の復興に携わりながら修理技術を学んでいったんですね。私は学生時代は野球に夢中でしたが、家を継ぐのが当たり前と思つて大学の理工学部に進み、卒業後は父の修理工場で働きながら技術を学びました。私の跡は息子が継いでくれることになっていきます。

**Q** お仕事をされている中で、特に大変なことは何ですか？

**A** 一番の課題はやはり人手不足です。特に町工場は毎年新人を募集するわけでもないのに、人が減ると困ります。大手のメーカーでも人手不足に悩んでいると聞きます。今の若い世代は、ある程度の生活ができれば、時間の余裕のほうが優先のようです。仕事の時間よりも自由な時間を大切にしているですね。

**Q** 次世代の車や技術に対してどう対応していこうと考えていますか？

**A** 電気自動車、水素車も大きな変化ではありますが、基本的にはそこまで違いを感じていません。ラジエーターがないなどの違いはあっても全体の構造は大きく変わっていません。電気自動車も水素車が今の車と完全に代わるかどうかは現時点ではまだ分かりません。新しい技術を学びながら今後の流れを見守っていくつもりです。

**Q** 最後に、法人会の会員に向けて一言お願いします。

**A** 法人会の活動は、メリットを考えるよりも人間関係を築くことが大切だと思っています。ボーリング大会や交流会などを通してお互いを知る機会を増やせばビジネスもスムーズに進むようになりそうです。新しい会員の方は積極的にそういった集まりに参加して欲しいと思います。また会員の方や役員は新しい会員の方に声をかけて法人会の輪に入りやすい雰囲気を作つて欲しいですね。みんなで楽しく法人会を盛り上げたいですね。

有限会社山口善次モーターズ

〒124-0025 西新小岩5-26-22 定休日：日曜日 祝日・第2土曜  
TEL:03-3691-6087  
FAX:03-3692-2937



# 葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長には東京国税局徴収部  
特別整理総括第二課から山根氏、  
島津署長は、税務大学校へ!!

## 着任のご挨拶



署長 山根 由紀子  
やまね ねきこ

深秋の候、公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

七月の定期人事異動により、葛飾税務署長を拝命いたしました山根と申します。葛飾署には昭和六十三年七月から平成二年七月までの三年間、総務課に勤務しており、三十三年後に署長として着任させていただけるとは、感慨ひとしおです。前任の島津同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方におかれ

ましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚のため、「税に関する絵はがきコンクール」の募集活動・表彰式を開催されるほか、多くの区民が来場される様々な公益活動を活発に展開されるとともに地域イベントにも参加されるなど、会員企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされており、増田会長をはじめ役員の皆様方のご尽力と熱意ある活動は、私ども税務行政に携わる者として大変心強く感じております。

今後とも、公益社団法人として実りある事業を展開していただきますようご期待申し上げます。

さて、近年、更なる経済成長や生産性の向上に向けた社会全体のデジタル化が不可欠となっており、税を含むあらゆる分野でデジタル化が急速に広まって

います。

国税庁では、「納税者の利便性の向上」「課税・徴収事務の効率化・高度化等」「事業者のデジタル化促進」の三つを柱とした「税務行政の将来像二〇二三」を公表しておりますが、なかでも「事業者のデジタル化促進」は、事業者の方が日頃行う事務処理を、EDI（電子データ交換）や電子インボイスの国際規格であるPeppol（ペポル）などを活用して一貫したデジタル処理を実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されるどころです。

更に、個々の事業者の方のデジタル化が促されますと、デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環が生み出され、結果として社会全体のDX推進につながり、社会全体にデ

ジタル化のメリットが波及することも期待されます。

葛飾法人会におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、法人税の財務諸表等の添付書類も含めた「ALL-e-Tax」や年末調整手続の電子化をはじめとしまして、キャッシュレス納付を含めた様々な側面から業務のデジタル化促進を働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門 統括官

はしがみ ゆき  
**橋上 友紀**

出身地 千葉県

コメント 葛飾税務署2年目となりました。引き続きよろしくお願いたします。



総務課長

まつもと よしひで  
**松本 嘉英**

出身地 大分県

コメント この度の人事異動で、館山税務署から異動してまいりました。1年間どうぞよろしくおねがいたします。



副署長

もり まさひろ  
**森 正宏**

出身地 東京都

コメント 葛飾税務署2年目となりました。引き続きよろしくお願いたします。



法人課税第2部門 源泉審理上席

なりかわ よういち  
**成川 陽一**

出身地 大阪府

コメント 葛飾税務署3年目となりました。引き続きよろしくお願いたします。



法人課税第1部門 法人審理調査官

こばやし ひろき  
**小林 裕貴**

出身地 千葉県

コメント この度の人事異動で、法人審理担当となりました。1年間どうぞよろしくお願いたします。



法人課税第2部門 統括官

たなべ ひろこ  
**田辺 浩子**

出身地 千葉県

コメント この度の人事異動で、東京国税局から異動してまいりました。1年間どうぞよろしくおねがいたします。

## 葛飾税務署 新名簿 (令和6年人事異動)

《令和6年7月10日現在》

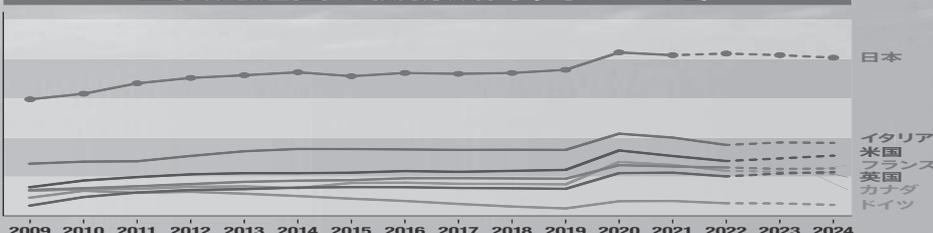
役職名	令和6事務年度		役職名	令和6事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	山根 由紀子	東京局・徴収部・特別整理総括第二課・課長	法人第4統括官	木村 吏佐子	(留任)
副署長(法)	森 正宏	(留任)	法人第5統括官	岡田 真澄	(留任)
副署長(総)	蛸星 英司	(留任)	法人第6統括官	岡野 晃幸	芝署・特官(法人)・上席
総務課長	松本 嘉英	館山署・総務課・総務課長	審理専門官(法人)	鎌田 兼司	(留任)
特別国税調査官(法)	植山 和代	(留任)	連絡調整官(法人)	大多和 宏司	(留任)
特別国税調査官(法)	小林 康行	日本橋署・特官(法人)・特官	法人(審理調査官)	小林 裕貴	葛飾署・法人5・調査官
法人第1統括官	橋上 友紀	(留任)	源泉(審理上席)	成川 陽一	(留任)
法人第2統括官	田辺 浩子	東京局・課税第二部・法人課税課・源泉事務センター・実査官	総務課長補佐	杉本 和代	東京局・業務センター・国税管理官
法人第3統括官	山田 伴政	茂原署・法人2・統括官			

# 「税」が到来 目標の策定を!

## 法人会

「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会で世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で

主要先進国の債務残高(対GDP比)



(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年10月) (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。(注2) 日本は、2022年から2024年が推計値。それ以外の国は、2023年及び2024年が推計値。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事

## に関する提言(概要)

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

#### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

#### 3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

れ、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国のらず増収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。  
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



# 「金利のある世界」 新たな財政再建

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。

## 令和7年度税制改正

### 1 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- ・子ども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

#### 2. 企業への過度な保険料負担の抑制

- ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底等

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- ・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や用途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発・普及に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたら

# 法人会活動レポート

第7地域事業部

6月29日

## 救命講習会



新小岩地区センターで、今年も開催しました。講師は消防署の専任指導員により行っています。

女性部会

6月20日

## 租税教室



6月から数回に分けて葛飾区の小学校をまわり租税教室を開催しました。

立石支部

7月24日

## 立石支部役員会



納涼役員会、東京湾の潮風を感じながら立石支部活動を考察。13名の参加でした。

女性部会

7月5日

## 日帰りバス研修会



7月5日総勢32名でさいたま市の造幣局さいたま支局、行田市の「古代蓮の里」と「田んぼアート」を見学して来ました。最高気温35度を超えるととても暑い日でしたが、充実した1日でした。

青年部会

8月21日

## 夏休み税金教室



今年も夏休み税金教室を実施いたしました。納税の疑似体験も無事済ませ、税の仕組みを楽しく学習していました。

青戸立石支部

7月26日・27日

## 親睦視察旅行



東日本大震災で津波の被害を受けた大船渡へ視察旅行に行っておりまました。奇跡の一本松の力強さを感じるとともに、震災の怖さを改めて実感いたしました。

総務委員会

9月2日

## 第4回オープンボウリング大会



今年で4回目を迎えるオープンボウリング大会を今年も参加者140名超えで盛大に開催しました。豪華な賞品も揃えて表彰懇親会も盛り上がりました。

事業研修委員会

8月28日

## 情報端末活用講座



「始めよう！効果的なChatGPTによる販促と経営支援」と題し阿部満講師による講座を当会館3階大会議室で行いました。

## 法人会活動レポート

**厚生委員会** 9月17日  
**健康セミナー**



能勢博氏を講師にお迎えし、「10歳若返る！インターバル速歩」と題し健康セミナーを当会館3階大会議室で開催しました。

**事業研修委員会** 9月9日～全12回  
**簿記学院（簿記中級講座）**



日商簿記3級資格合格を目指す簿記中級講座を全12回開催しました。

**第2回青年部会研修会** 10月9日  
**青年部会**



第2回青年部会研修会を「実際にあった相続の話」と題し講師に田淵公徳氏をお招きし開催しました。

**税制委員会** 10月3日  
**第40回法人会全国大会・鹿児島大会**



鹿住税制委員長が参加いたしました。当日は全国よりたくさんの方の法人会の皆さんが集まり交流を深めていました。

# 従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手で加入できます

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

#### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会（東法連）が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



# 私と書道

葛飾税務署長

山根 由紀子

私と習字の出会いは小学生の時に遡ります。皆さんと同様、文部科学省（当時は文部省）の学習指導要領によるものです。

時は流れ、小学校への入学を一年後に控えた娘の左利きを気にしていた同居の実母が『毛筆だけでなく硬筆も指導していただける』と評判の書道教室を紹介され、「お月謝は、ばあばが払うから！」の熱意もあって、ついでに小学二年生の息子も一緒に通わせることになりました。「お仕事されている方のお稽古もしているのです、お母様もご一緒にいかが？」とお声をかけていただいたのが縁で、親子ともども師事することに。小学生ではない私は、『仮名書』を習い始めました。

師匠の曰く、「書を習うことは文字の美的表現を習うことなので、ただ字を書くのはいけません。お手本に則って、その形や太い・細いを真似しなさい。」と。

まずは『文字の形の美しさ』と『線の変化の美しさ』です。

文字を続けて書く連綿れんめんは仮名書特有のもので、少ないのは二字、多いものになると十数字続けて書く場合もあるのですが、書き始めから終わりまで、息を止めている自分に気づきます。

次に『墨色美』です。

墨はもちろん黒色ですが、筆に墨を十分に含ませた潤筆じゅんひつとかすれた筆使いの渴筆かつびつの織りなす濃淡は、一朝一夕に出せるものではありません。未熟な私は、幾度となく師匠から手ほどきを受けることになるのです。

そして『余白の美』です。

書であるからには、料紙りょうし・半紙に文字を乗せるところ、その構成如何によってその作品にも大きな差異が生じるといわれています。仮名書作品の醍醐味でもある『散らし』には、題材に俳句や和歌を用いるのですが、「どの字（変体仮名）を当てるか、構成をどうするか。でも大事なのは余白。」と師匠は仰る。字を書かない部分の効果というのは計り知れないも

ので、高名な書家の作品は、まるで一枚の日本画を見ているような気分になります。芸術の秋ですので、ぜひ書道展へ足を運んでみては如何でしょうか。

末尾になりますが、二十年近くお稽古を続けて良かったなあと思うのは『褒められる嬉しさ』を再確認できたこと。

大人になると、叱られることはあっても面と向かって褒められることは滅多にないでしょう？一生懸命頑張っている（つもり？）のにお手本通りに課題を書き上げることが出来ず、「ムムム・・・！」と思っている時に、師匠から「あら、この線、ステキに書けたわねえ。」とか「この連綿、お上手！花マル差し上げましょう。」と言われた時は、また頑張ろう！もう一枚書こう！と、気持ちが前向きになります。

さあ！今日も部下職員を褒めなくちゃ（安売りはしませんけれど（笑）・・・ね）。

# 葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

## 都税の納税証明・評価証明等の申請には **LoGo フォーム** をご活用ください!



「LoGo フォーム」による電子申請では、パソコン及びスマートフォンから証明等の申請・手数料納付が可能です。

### LoGo フォームでの申請が可能な証明

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23 区内の土地・家屋名寄帳
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- ・ 23 区内の土地・家屋（補充）課税台帳

### LoGo フォームでの申請について

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者本人</li> <li>・ 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの</li> <li>・ 上記の代理人</li> </ul>																		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンもしくはスマートフォン</li> <li>※推奨環境</li> <li>■パソコンでのご利用</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>Windows</th> <th>Mac(Macintosh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Windows 10 以降</td> <td>macOS 11 (Big Sur) 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■スマートフォンでのご利用</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>Android</th> <th>iPhone / iPad</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Android 8.0 以降</td> <td>iOS 13 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> <td>Safari (最新版)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業登記電子証明書もしくはマイナンバーカード</li> </ul> <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>		Windows	Mac(Macintosh)	推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降	推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)		Android	iPhone / iPad	推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降	推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)
	Windows	Mac(Macintosh)																	
推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 11 (Big Sur) 以降																	
推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)																	
	Android	iPhone / iPad																	
推奨 OS	Android 8.0 以降	iOS 13 以降																	
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版)																	
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットカード又は PayPay</li> <li>※対応ブランド：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub</li> </ul>																		

その他詳細な手続 Q&A については、  
東京都主税局 HP をご確認ください。

[東京都主税局 電子申請](#)

[検索](#)



# 葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

## 給与支払報告書の提出期限は令和7年1月31日です

令和6年中に従業員に給与の支払いがあった場合は、令和7年1月1日現在に従業員の住所がある区市町村へ、給与支払報告書を提出してください。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

**◎提出していただく書類** 提出書類は、必ず令和7年度様式で提出してください。  
様式は葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

令和5年度より副本の提出は不要となりました。**給与支払報告書(総括表)は1枚、給与支払報告書(個人別明細書)は従業員ごとに1枚を提出してください。**

### ①給与支払報告書(総括表)

令和6年度に特別徴収をされている事業所には、「葛飾区提出用総括表」を11月下旬に葛飾区から送付しますのでご使用ください。

### ②給与支払報告書(個人別明細書)

記載漏れがあると、適正に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

### ③普通徴収切替理由書

葛飾区が作成した「給与支払報告書(総括表)」は様式の下部に「普通徴収切替理由書」が付属しています。

下記理由により特別徴収ができない場合は、該当者の**個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の符号(「普F」など)を必ず記載し、総括表・普通徴収切替理由書と併せて提出してください。**

下記の「普通徴収切替理由」以外の理由で普通徴収にすることはできませんのでご注意ください。

符号	【普通徴収切替理由】
普A	総従業員数が2人以下(総従業員数から以下の普B～普Fの理由に該当する全ての従業員数(他区市町村分を含む)を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収する(乙欄該当者など)
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者や令和7年5月末日までに退職予定の者、令和7年6月以降退職の者

**◎提出先** 〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区総務部税務課課税係

給与支払報告書は葛飾区役所税務課課税係(区役所3階321番)で配布します。  
また、葛飾区ホームページからもダウンロードできます。

## 給与支払報告書は電子データによる提出をお願いします。

給与支払報告書については、基準年(前々年)における給与源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上あるときは、eLTX又は光ディスク等による提出が義務化されています。

eLTXで提出する場合は、地方税ポータルシステム(地方税共同機構)のホームページをご確認ください。

地方税ポータルシステム(地方税共同機構)ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

■ 表紙のイラストについて ■



表紙のきょうだいは東立石緑地公園を散歩しているようです。ここはもともと立石製薬の工場があった場所で、1999年に工場が閉鎖されたあと葛飾区に売却され、公園として整備されることになりました。2008年に開園して以来、近隣住民の憩い場所として親しまれています。中川からはかつしかハーブ橋、墨田清掃工場の煙突、スカイツリーといった下町のシンボルを見ることができます。

イラスト：かつしかけいた

**編 集 後 記**

「錦秋号」をお届けします。

「私の」シリーズは山根葛飾税務署長、「葛飾企業人」はベテラン西新小岩支部長、第7地域事業部長の山口新一氏に登場いただきました。ご寄稿、また取材へのご対応、まことにありがとうございます。

今年の猛暑は異常でした。今ようやく猛暑去り、しかしながら秋は短く過ぎゆく気配です。

例年の「政治経済講演会」「法人会と区民の集い」を何とか乗り切り、ぎりぎり今号掲載に間に合いほっとしております。また、さらに今号が発刊前後には地域事業部のイベントが多く予定されています。すべてをご紹介して広報の一環としたいと願いますが、季刊の制約故申し訳ない限りです。今後とも広報誌として皆様に親しまれ、お役に立つ誌面を考えてまいりたいと思います。(S)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月20日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月5日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月18日(火)		
4月9日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月23日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館

○ 葛飾税務署より対象者にご案内はがきが届きますので、ご案内に従って説明会にご参加ください。

**税 務 相 談**

**月1回、1時間まで無料!**

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

**☎ 3693-3744**

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

**かつしかの窓**  
Vol.397

令和6年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会  
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906  
URL <https://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net

発行人 増田 充 孝 編集人 鈴木 隆 文

# 税に強い、経営者が 次世代を支える!

法人会って、  
どんな団体?



4分で  
法人会を  
知れる!

スペシャルムービー  
公開中!

会員企業は  
70万社超!

法人会キャラクター  
けんた君



## 法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 

